

『平成18年度施策実施状況調書』

<p>施策名</p>	<p>(施策14) 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上等</p>		<p>担当部局名</p>	<p>自治行政局 行政体制整備室</p>																																
<p>施策の概要</p>	<p>地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上のためには、地方公共団体が行う処分、届出及び行政指導の行政手続を住民に明らかにすることで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益を保護する観点から、行政手続条例(要綱を含む。以下同じ。)を制定していく必要がある。 また、地方行政に係る情報を誰でも入手することができるようにすることで、地方行政運営のあり方を住民に明らかにするという観点から、地方公共団体において情報公開条例(要綱を含む。以下同じ。)を制定していく必要がある。 さらには、電子自治体の構築のためには、情報セキュリティ対策の徹底が不可欠であり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する観点から、地方公共団体において個人情報保護条例を制定する必要がある。 このため、行政手続条例、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定状況を主な指標として設定する。</p>																																			
<p>主な指標の状況</p>	<p>主な指標等</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年3月</th> <th>平成16年3月</th> <th>平成17年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,203団体(99.4%)</td> <td>3,126団体(99.5%)</td> <td>2,516団体(99.4%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,223団体</td> <td>3,142団体</td> <td>2,531団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	12団体(100%)	13団体(100%)	13団体(100%)	市区町村	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)	2,516団体(99.4%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	12団体	13団体	13団体	市区町村	3,223団体	3,142団体	2,531団体
		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月																																
	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																
政令指定都市	12団体(100%)	13団体(100%)	13団体(100%)																																	
市区町村	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)	2,516団体(99.4%)																																	
※団体数																																				
都道府県	47団体	47団体	47団体																																	
政令指定都市	12団体	13団体	13団体																																	
市区町村	3,223団体	3,142団体	2,531団体																																	
<p>地方公共団体の行政手続条例等制定率</p>	<p>100%</p>	<p>18年度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> <th>平成17年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> <td>14団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,877団体(89.9%)</td> <td>2,890団体(92.9%)</td> <td>2,319団体(96.5%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,200団体</td> <td>3,142団体</td> <td>2,404団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)	市区町村	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)	2,319団体(96.5%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	13団体	13団体	14団体	市区町村	3,200団体	3,142団体	2,404団体	
	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月																																	
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																	
政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)																																	
市区町村	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)	2,319団体(96.5%)																																	
※団体数																																				
都道府県	47団体	47団体	47団体																																	
政令指定都市	13団体	13団体	14団体																																	
市区町村	3,200団体	3,142団体	2,404団体																																	
<p>地方公共団体の個人情報保護条例制定率</p>	<p>100%</p>	<p>17年度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> <th>平成17年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,366団体(73.6%)</td> <td>2,565団体(82.1%)</td> <td>2,370団体(98.0%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,213団体</td> <td>3,123団体</td> <td>2,418団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	市区町村	2,366団体(73.6%)	2,565団体(82.1%)	2,370団体(98.0%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	市区町村	3,213団体	3,123団体	2,418団体									
	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月																																	
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																	
市区町村	2,366団体(73.6%)	2,565団体(82.1%)	2,370団体(98.0%)																																	
※団体数																																				
都道府県	47団体	47団体	47団体																																	
市区町村	3,213団体	3,123団体	2,418団体																																	
<p>施策の主な実施手段の状況</p>	<p>予算執行を主とするもの</p>	<p>該当なし</p>																																		
	<p>制度の企画・運用を主とするもの</p>	<p>該当なし</p>																																		
	<p>情報提供等を主とするもの、その他</p>	<p>項目</p>	<p>概要</p>																																	
	<p>(業務改善への取組状況)</p>	<p>条例制定の促進</p>	<p>各地方公共団体の取組状況の調査、調査結果の公表 各種会議や通知等における地方公共団体に対する必要な助言及び情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)</p>																																	

『平成18年度施策実施状況調書』

<p>本施策に関する 課題等の状況</p>	<p>(課題等の状況) ・今後も引き続き必要な助言及び情報提供を行うことにより、条例の制定を促していくことが必要である。 ・「行政手続法の一部を改正する法律」の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募手続等の導入を促していくことが必要である。</p>	<p>予</p>	<p>制</p>	<p>事</p>
<p>本施策に関する 専門家の意見等</p>	<p>「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」(座長:岩崎美紀子筑波大学大学院教授、平成15年度～16年度 24回開催)において、透明性の確保と説明責任を果たす必要がある旨の報告をいただいた。</p>			
<p>本施策に関する 主な資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における行政手続条例等の制定状況 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060213_1.html ・情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_3.html ・地方公共団体における個人情報保護条例の制定状況等(平成17年4月1日現在) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050422_1.html ・分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/050415.html 			